

平成21年9月10日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

9番	山本芳照	10番	杉浦敏
----	------	-----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市 長	服部彰文	副市長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総務部長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	総務部次長兼 防災安全課長	服部正治
民生部次長兼 環境課長	久野一美	民生部次長兼 保険年金課長	佐野隆
開発部次長兼 農政課長	石川敏彦	開発部次長兼 土木課長	三輪真士
教育部次長	山田英夫	教育部次長兼 社会教育課長	水野進
監査委員 事務局長	加藤重幸	総務課長	佐藤勝義
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
収納課長	服部誠	市民課長	加藤恵美子
健康推進課長	渡辺安彦	福祉課長	前野幸代
介護高齢課長	松川保博	児童課長	鯖戸善弘

総合福祉センター 所 長	伊 藤 薫	十四山総合福祉 センター所長	佐 野 隆
都市計画課長	竹 川 彰	商工労政課長	服 部 保 巳
下水道課長	橋 村 正 則	教 育 課 長	服 部 忠 昭
図書館長	伊 藤 秀 泰		

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 忠	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

6．議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第50号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第51号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 4 議案第52号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第53号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第54号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第55号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 8 議案第56号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第57号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 議案第58号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 議案第59号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 議案第60号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第13 議案第61号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第14 認定第 1 号 平成20年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 2 号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 3 号 平成20年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 4 号 平成20年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 5 号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 6 号 平成20年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 7 号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

て  
日程第21 認定第8号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい  
て

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） おはようございます。

大変早朝から御参集いただきまして、御苦労さまでございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、山本芳照議員と杉浦敏議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 議案第50号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部改正について

日程第3 議案第51号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減  
少及び規約の変更について

日程第4 議案第52号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について

日程第5 議案第53号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第6 議案第54号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第7 議案第55号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減  
少及び規約の変更について

日程第8 議案第56号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第57号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第58号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第59号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第60号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第61号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 認定第1号 平成20年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第2号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい  
て

日程第16 認定第3号 平成20年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第4号 平成20年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第5号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

日程第19 認定第6号 平成20年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第7号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第8号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第2、議案第50号から日程第21、認定第8号まで、以上20件を一括議題とします。

本案20件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず杉浦敏議員、お願いします。

10番（杉浦 敏君） 私は、平成20年度の決算認定について質問いたします。

主要施策成果報告書、まず55ページ、シルバー人材センター補助金のことについてお聞きします。

先日、とある市民の方から、シルバーに登録はしたけれども、仕事の声がかかってこない、そんな話を聞きましてこの問題を取り上げることにいたしました。先日、シルバー人材センターの安藤所長のところにお邪魔いたしましてお話を聞きましたが、この実績報告書にありますとおり会員数が毎年減っているということで、どういった状況でしょうかということをお聞きしたところ、この表には載っていないけれども、仮登録、いわゆる申し込みをされた方はもっとたくさんいるということでもあります。つまりは、この表に載っているのは、求人と求職がマッチしたときに初めて年会費を納めて保険に加入していただいた方を会員として登録するというので、ここに登録された方の数がこの表の数であります。ということは、仕事を求めている高齢者の潜在的予備軍はもっとたくさんいるという話を聞きました。シルバー人材センターの理念、地域に貢献、高齢者の生きがいづくり、社会参加などから、依頼される仕事は臨時的かつ短期的なものが多く、また、もともとこれに参加される会員の生計を維持することが事業の目的としているものではありませんから、希望どおりの仕事が見つかるか、あるいは収入が得られるかなどは保障されているわけではありません。しかし、シルバーに申し込みをされた方は、やはり自分の年齢や体力なども勘案して、自分でもできる就労の機会を強く求めています。私がお話を伺ったその方も、自分の友人から話を聞いて、そんないい制度があるなら、ぜひ私もということで申し込みをしたということでもあります。

また、特に自営業で働く高齢者の中には、現役世代の家族とともに家業の中心的戦力として働いてみえる方もたくさん見えますが、昨今、経済危機の中で、仕事、売り上げの激減という事態が広がり、少しでもシルバーの仕事で生計の足しになればとお考えの方も見えます。また年金生活の方でも、自分の活躍の場とともに何がしかの報酬が得られれば、こんなすばらしいことはないとお考えの方も見えます。ハローワークへ出かけましても、60歳を超えた

方が仕事を見つけることは、なかなか至難のわざとなっております。とりわけ地域に密着した仕事となりますとおさらであります。市としての何らかの支援ができないものかと考えました。

そこでまず1番として、昨年のシルバー人材センターのいわゆる売り上げは1年間で1億4,000万円ほどあったと聞いておりますが、その中で市役所の発注した分が18.1%を占めていると聞いております。シルバーは社団法人として活動しておりますので、行政との関係では何か制約があるのかもしれませんが、また民業の圧迫にならないように配慮をされた上で、もっと市からの発注・委託をふやすことはできないでしょうか、お聞きします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

シルバー人材センターは、高齢者が長年にわたって培ってまいりました知識・経験・技能を生かし、働くことを通じて高齢者の能力を生かし、地域に貢献することを目標としております。市といたしましても、シルバー人材センターは高齢者の生きがいを提供する機関として位置づけており、高齢者福祉サービスの一環として、老人クラブと同様にシルバー人材センターへも運営費の一部に充てていただくよう補助をしております。平成21年度の補助額は、前年度より650万円増の1,250万円の補助をさせていただきます。

杉浦議員が言われますように、経済不況の現在、シルバー人材センターの平成20年度の配分金収入は1億4,377万2,000円で、平成19年度対比79.4%となっております。内訳を見ますと、一般家庭、公共分につきましては平成19年度とあまり差はありませんが、事業所分が9,645万6,000円で前年対比69.8%と減額となっております。シルバー人材センターに対し、市からの発注をふやせないかとの御質問でございますが、市から発注する業務につきましては、平成20年度決算で前年度より444万8,000円多い12,628万6,000円で、前年対比20.4%の増額となっております。シルバー人材センターに依頼できることは積極的にお願いして、今後もこの姿勢を続けてまいります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今、部長の御答弁では、前年対比で20%以上ふやしているということでありますので、これからも引き続き発注できるものはしていただいて、仕事の機会をふやしていただきたいと、そのように思います。

次に二つ目ですけれども、8月の広報ですけれども、シルバー人材センターの紹介がされておりますが、まだまだ一般市民の中には知らない方がたくさん見えます。仕事を依頼する側の求人の幅、窓口を広げるためにも、また就労の機会を探している高齢者に情報を提供するためにも、シルバー人材センターの日常的・継続的なPRができるような、そういった場を設けることはできないでしょうか、お尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

シルバー人材センターの継続的なPRの場が設けられないかとの御質問でございます。

シルバー人材センターも市の広報・機関紙を利用して、仕事、会員数の増加を図っているところでございます。会員確保のため、入会説明会も開催すると同時に、新しい仕事の開拓に向けて知恵を絞っていると聞いております。市といたしましても、建設業協力会、造園業者等に就労機会の提供の要請を行い、協力体制をとっております。継続的なPRにつきましては、市ホームページを利用したPRができるよう、関係課と調整してまいります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 例えば、今お話がありましたように市のホームページ、これは一番手っ取り早いといいますが、すぐできることだと思うんですけども、例えばお隣さんの飛鳥では、やはりこのシルバーの関係が村のホームページに載っているということで、ぜひそれはやっていただきたいと思います。ただ高齢者の方ですから、なかなかパソコンとか使えない方も多く見えますので、今申し上げましたホームページ以外の方法も、またぜひ検討していただきますように要望いたします。

三つ目に、シルバーのお仕事はもともと短期的・臨時的な仕事が多いこともありまして、仕方がないと思いますが、需要と供給のマッチングが難しく、先ほど言いましたように、申し込み、仮登録をしても、なかなか仕事の依頼の声がかからないというのが現状であります。しかし、一方では、センターのお話では、中には大変いい仕事が提供され、市内の某大手企業で30名近い人を継続的に使っていただいているところもあるとのことですし、例えば、庭師さんという特技をお持ちの方では、月に7万から8万円の報酬を得ている方もあるということであります。きちんと情報の提供が行われれば、かなり前向きな状況をつくることのできるのではないかと考えます。ハローワーク的なスタイルで、求人・求職それぞれの情報がデータ化され、双方が手軽に検索できるような仕組みができないものでしょうか。市としての財政支援も含めたリーダーシップを発揮していただくこととして、てこ入れが可能であるならば、ぜひとも検討していただきたいと思います。ちなみに、名古屋市のシルバー人材センターは大変規模が大きいこともありまして、詳細は聞いておりませんが、パソコン端末を使って情報検索ができるようになっているとのことでもあります。そういったことも含めまして検討願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

杉浦議員が言われましたとおり、シルバー人材センターでは、就業形態適正化への取り組

みをいたしました。その結果、8月より事業所への人材派遣事業を始めることができるようになりました。このたび、市内の1事業者との契約が成立し、30名の方の就労が確保されました。今後も同様な雇用形態で就労の機会がふえていくと考えております。

また、シルバー人材センターへのご入れについてでございますが、市役所・児童課が来年度より実施する育児の援助を受けたい人及び援助を行いたい人の募集・登録等の業務を行い、保育所・幼稚園等の送り迎えや、休日等に子供を預かったりする事業「ファミリー・サポート・センター事業」についても、その運営をシルバー人材センターに委託することとし、こちらも就業機会の拡大につながると期待しております。なお、ファミリー・サポート・センター事業の立ち上げにかかる費用として、9月議会に委託料50万円を計上させていただきましたので、あわせて御報告いたします。

また、求人・求職の情報のデータ化、パソコン検索システム等につきましては、シルバーさんに御提案申し上げ、それが有効と判断されるならば、導入の方向に進んでいかれることと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今、部長のお話では、いろいろ前向きに検討されているということですので、ぜひその実施をお願いしたいと思います。

続きまして二つ目ですが、報告書の90ページ、教育費の中の適応指導支援室費について伺います。昨日、一般質問で立松議員からも質問がありましたので、重複しないように質問いたします。

きのうのお話にもありましたように、適応指導支援室がこの9月から始まっておりますが、まずお聞きいたします。不登校という児童・生徒のことですが、その定義はどうなっているのでしょうか。また二つ目に、小学生・中学生それぞれ何名の方がこの不登校となっておりますか。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） それでは、杉浦議員の御質問にお答えします。

まず、不登校の定義でございますけど、こちらにつきましては、文科省の方は、30日以上欠席した児童・生徒でございますけど、欠席理由につきましては、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により児童・生徒が登校しない場合、またはしたくてもできない状況にある生徒でございます。ただし、この中には、病気や経済的な理由のものは除いております。

2点目の人数の関係でございますけど、7月末現在の弥富市の不登校の人数でございます。小学生につきましては2名、小学校5年生でございます。中学生につきましては合計18名、1年生が3名、2年生が9名、3年生が6名となっております。以上でございます。



議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 不登校の児童・生徒は、学校生活に復帰できること、これは本当に、本人は当然ですけれども、保護者や御家族の方にとっても大変切実な問題であります。昨日、立松議員の一般質問にもありましたが、市側の御答弁では、この適応指導支援室に3名の生徒が体験入学され、既にそのうち1名の子が学校に復帰できたということで、早速その成果が上がったのかなと感心しております。

若干の問題も指摘させていただきます。

最近、いずれも中学生の子を持つ2人のお母さんから話を聞いたのですが、お二人ともこの適応支援教室という制度があることを知らないと言ってみえました。先日、教育課の先生にお聞きしましたところでは、必ずしもすべての子をこの支援室へ通わせることがいいというわけではない、いろいろな場合があり現場の判断で決めている、このようなお話を聞きましたが、当然この支援室に通わなくても、自主的に復帰できることが一番望ましいのは当然であります。しかし、保護者・父兄に対して、一つの選択肢としてこういう制度があるということが情報として伝わっていないケースもあるということではありますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） まずPRの方法でございますけど、こちらにつきましては、ホームページの方に既に掲載をしております。それとアクティブの対象者でございますけど、基本的には欠席ぎみではありますが、月に何日かは学校へ行かれる方は除いております。といいますか、状況によりますけど、それと非行関係の方につきましては、アクティブの趣旨とちょっと反しますので、非行関係を除いた学校にほとんど登校できない児童・生徒を基本的には対象としております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今、課長からお話がありましたけれども、非行云々という話は別にいたしまして、たまたま私が聞きましたお母さん、2人ともそういうものがあることを知らないということなので、ホームページを見られていないから知らなかったというのでは、ちょっと済まされないと思うんですけれども、やはりこれは個別に対応されるというか、こんなことがありますよということで、どういった形にせよ何らかの情報提供はなされなければならんと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） PRにつきましては、まず、学校の現場の先生にアクティブを知っていただくことは重要かと考えておりますので、前回、開設準備から9月までに、各学校の担当してみえる方に現場を見ていただきました。それで、保護者の方についてのPRです

けど、学校を通じてまたPRの方をしたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今の課長のお話で、本格的に稼働すれば、家庭の方にもきちんとお話をしていくということなので、ぜひお願いしたいと思います。いずれも私、お話聞きましたけれども、やはり何とかして学校に復帰してもらいたいという、本当にお母さんたちの気持ちは切実ですので、今回の支援室、有効に使っていただいて、既にそういった成果もあるということなので、いろいろ研究をされていい方向に向かいますよう、よろしく願い申し上げまして質問といたします。

議長（黒宮喜四美君） 次に安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 安井でございます。

私は議案質疑で2点、質問をさせていただきます。

まず1点目、決算認定の2款2項3目保育所費について伺います。

主要施策の48ページに出ております民生費の約43億円のうち、保育所費は約11億円で、4分の1になっています。市では、乳幼児の成長、働く父母とともに子供たちの心身健やかな成長に責任を負って日々御尽力をいただいていることは、住民の皆さんも御存じのとおりでございます。前議会でも申し上げましたが、市の現状では保育に欠ける、特に乳児、弥富市では8ヵ月からと10ヵ月からしか子供さんを預かっておりません。私のもとには二、三年前から、働くお母さんから「せめて6ヵ月から、できれば産休明けから子供を預かってほしい」「働かないと暮らしがやっていけない」「仕事を続けたい」「今本当に希望を持って、張り合いを持って専門職の仕事をやっている。子育てと仕事は両立するのは大変だけど頑張っけてやっていきたい。だから市の方で子供を預かってもらえないでしょうか」、こういう声が数件寄せられました。私は、6月議会でもこの質問をいたしました。市は課長の答弁として、お子さんが小さいうちは親子のスキンシップはかけがえのない愛情であり、家庭での育児を大切にしないといけない時期である。次世代育成アンケートでも、73%の人が生後8ヵ月からでよいと答えておられます。だから現状で行きますと、こういう御答弁でございました。私は、このことをお母さんたちに話したら、ちょっと今の時期おかしいんじゃないの、何かそういう御意見もございました。

それで児童福祉法、やはり保育所ができた原点に返ってしっかり勉強しなくちゃいけないなど私自身は思いました。児童福祉法の24条では、市町村の役割が明記されております。この24条について、市ではどのように認識されておりますでしょうか。例えば、73%の人が8ヵ月でよいと言っているから、残りの27%の願いは切られてよいのでしょうか。地方自治体の役割として、どのようにお考えなのか、認識されているのか、お尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 安井議員の質問に対して、答弁をさせていただきます。

児童福祉法24条の件につきましては、私どもの方もそれをきちっと読ませていただいて、保育に欠ける児童への保育の責任は行政がやっていくということは承知をしております。そうした中で、6月の議会が終わった後も、市町村組合の幹部のところでも慎重にその内容について検討させていただきました。その部分を答弁させていただきます。

生後6ヵ月ころまでは母乳を必要とする時期であります。それについては、さきの6月のときに申し上げたとおりなのですが、親子のスキンシップも極めて大切な時期であります。市として子育て支援を進める中で、この時期は本当に親子の温かい触れ合いにより、心身ともに健全な親子関係をはぐくむ2ヵ月ととらえていただきたいと願っております。このような弥富市の子育て支援施策のもと、従来と変わりなく8ヵ月からの入所を考えているところでございます。それで、市民の方からも保育所に入る問い合わせがあるときには、そうした市として子育て支援の思いもお伝えしながら、現実的には理解をしていただいて、そうした部分での待機児童もなく進んでいるところで、住民の方にも理解していただきながら保育のところは進んでいると、そのように理解しております。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 実際、私のところへも6ヵ月からじゃなくて産休明けから預かってもらえないんだらうとか、6ヵ月から預かってもらえないんだらうか、もうこれだけ仕事を休むと首になってしまう、本当に困っていますという、実際、生の声で御相談もいただいております。公務員の方たちは1年とか3年とか、育児休暇・産休が保障されておりますが、民間の方は、大きな企業ではそういう制度があるかもしれません。中小では、中小零細、パートの方では、本当にあすからすぐそんな休みをとるんだったらやめてください、これが現状ではないでしょうか。ましてやこの経済の厳しい時期に、働く人が職を求めてあふれているときに、本当に6ヵ月、8ヵ月待つてほしいなんてことは絶対に許されません。

重複いたしますが、児童福祉法ができたとき、この保育の実施に関する第24条、念のためここで読ませていただきます。「市町村は、保護者の労働または疾病により乳児・幼児の保育に欠ける場合、保育所において保育しなければならない」、こういうことが明記されております。親はだれでも子供がかわいいです。スキンシップをして、豊かな気持ちで子供に接したい、せめて8ヵ月ぐらいまではそういうふうにしたい、それはどの親にもある子供への温かい愛情だし、母性本能ではないでしょうか。私もそう思います。しかしながら、今こんな厳しい条件の中で、そういうことを言っていたら仕事につくこともできませんし、生活もやっていけない。ローンを抱えている方は、ローンを返していくこともできない。こういう真剣なまなざしで私に話してくださいました。

この弥富市は、保育について、市長もおっしゃってみえますように、保育料とかいろんな

点で温かい支援がされております。しかしながら、この入所基準、8ヵ月ないし10ヵ月から、よその自治体と比べても大変おくれております。この前、厚生文教委員会で披露させていただきましたが、近隣市町村の保育状況の調べ、これも再びこの場でお話しさせていただきます。津島市では、市立と私立の10保育園で産休明けから預かっております。私立の1保育園で6ヵ月から預かっております。愛西市では、愛西市立と私立8保育園で6ヵ月から預かっております。同じく五つの保育所では3ヵ月から預かっております。1保育所では、3歳からのところも1ヵ所ございます。蟹江町では、町立と私立の二つの保育所で産休明けから預かっております。五つの保育所では6ヵ月から預かっております。飛島村では、村立と私立の二つの保育所で産休明けから保育がされております。弥富市だけでございます。ほかの近隣町村は産休明け、もしくは6ヵ月から預かっておられます。弥富市では、親子のスキンシップ、母乳を与えるのが6ヵ月までは必要だからとか、こういうことを言われますと、近隣の町村の保育所はこういう預かり方をしているということは、愛情が子供に対して足りないのか、こういうことにもなりかねないと思いますが、これについてはどうでしょうか。愛知県の保育所についても、私は愛知県じゅうの保育所についても調べてみました。田舎の方では、1歳からとかそういうところもございますが、多くの市ではほとんど産休明け、6ヵ月が流れとなっております。これについてももう一度御答弁ください。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

それぞれの御家庭の御事情はあるかとは思いますが、また、他の市町の状況を今、説明していただきました。私ども保育行政の一端を紹介させていただきます。ゼロ歳児保育のため、乳児3人に1人以上の保育士を配置しております。保育料は13年間値上げをしないで、平成20年4月から定率減税廃止に伴う区分等の見直しを行い、保育料の一部の値下げを実施してまいりました。平成20年度の決算によりますと、保育所運営管理費は10億8,342万9,000円、入所児童1人当たり年間103万4,000円、1ヵ月あたり8万6,000円を費やしております。一方、収入の方を見ますと、保護者から保育料としての負担金1億7,466万5,000円、これは16%ぐらいの負担となっております。私的契約時利用料2,002万8,000円、国・県負担金3,212万6,000円、県補助金受託収入金2,130万4,000円、収入合計2億4,812万6,000円となっております。弥富市の負担金は8億3,530万2,000円となり、77.1%弥富市が負担しております。年間1人当たりを見ますと、79万7,000円の負担をしていることとなります。さらには、平成23年4月開所に向けて弥生保育所、児童館等の建設事業を進めているところでございます。また皆さん御承知のとおり、平成19年4月より、中学3年生まで医療費の無料化を行ってまいりました。このようにハード・ソフト両面について、総合的に子育て支援の行政を推進してまいりました。以上のことも十分御理解いただき、6ヵ月からの保育につきま

しては、先ほど課長が申しましたとおり、授乳やスキンシップなど、親子のこの時期の触れ合いの大切さを優先する子育てを各家庭にお願いいたします。

また、児童福祉法の関係でございますが、ここでは、保育をしなければならないと書いてあります。このことを実施するためには、今、弥富市では国の基準の保育料、半額程度の基準となっております。そういうことも総合的に考えた上で、これから判断していくべき必要があるのかと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

安井議員の御質問に対してお答えをするわけでございますが、今るる民生部長が答弁した内容でございますけれども、ゼロ歳児に安井議員はターゲットを絞って御質問をいただくわけでございますが、私ども保育所全体的には、ゼロ歳児から6歳児までという形の中で、この保育所の中で、保育を中心とした形の中でお預かりをしていくということが基本的には考えていかなきゃいかんわけでございます。そうした形の中で、今、私どもの区画整理事業であるとか、さまざまな市に対して新しい方が提示をさせていただいているという状況もございます。そうした形の中において、2歳児とか3歳児において、待ちがないようにしていかなきゃいかんということが一方の急務でもございます。そうした形の中で、保育所同士の中でいろいろと連絡を取り合って、いわゆる保育児童が待ちがないようにということを、今原則的には一生懸命やっているところでございます。また、さまざまな形の中での子育て支援ということもさせていただいております。こういった問題につきましても、安井議員の方から重ね重ね御質問をいただくわけでございます。そうした形の中において、私どもとしては、保育所の所長会議というのを年2回ほど行っておるわけでございますが、そうした形の中でも、この議題というか、問題についても討論した経緯もございます。そうした形の中で、ゼロ歳児ということももちろん大事なわけでございますけれども、待ち児童がないような形でこれからも努力していかなきゃいかんということが、今、弥富市の現状でございますので、十分御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 弥富市は子育て支援に十分な支援をいただいている、これは認識しておりますし、それから市民の方からも喜ばれているという認識を私自身も持っております。しかしながら、この児童福祉法に規定されている保育に欠ける子供、これは乳児・幼児を問わず産休明けからでございます。ここの穴の部分、ここをやはりきちんと児童福祉法の法律にのっとって市でもやるべきじゃないか。たとえ1人や2人のお母さんの要望であっても、実際にはもっと多いと思います。本当に市が預かってもらえないからパートもやめざるを得なかった、どうしようとかそういう声もございますので、本当にこの穴の部分、ここに対し

でも同じように支援をしていく、これが法律の精神にのっとった自治体の役割ではないかと私は考えます。

私ごとで大変失礼だとは思いますが、今から四十数年前、全国、名古屋市でもそうでした。保育所に子供を預けようと思っても、3歳以上しか預からない、3時までしか預かってもらえない、乳児は預からない、こういう大変厚い鉄の扉が名古屋市にもございました。働くお母さんたちが、本当に赤ちゃんを背負って請願運動を行い、毎日毎日大きな運動で名古屋市の重い鉄の扉を開くことができました。それが四十数年前です。「ポストの数ほど保育所」、この運動が全国に広がり、現在の働くお母さんたちを支える保育所がつくられたのでございます。弥富市もそれにのっとって、子育て支援には十分というか、厚い支援をしていただいておりますが、全国的にも見ましても、この児童福祉法24条の精神に沿って、産休明けから、もしくは6ヵ月からの保育が実施されております。全国的な流れであるのに、スキンシップだとか、愛情を十分かけないといけない時期だからと、保育論としてはそれも一理あるかもしれませぬ。しかしながら親はそのことをやりたい、しかしながら働かざるを得ない、子供を預けないと仕事もできない、せっきく持っている資格を社会で生かしたい、こういうさまざまな要求を働く母親が持っております。それを支えるのが地方自治体の役割ではないでしょうか。

本市でも、ことし男女共同参画推進条例がつけられました。今の市の御見解では、少し児童福祉法の精神や男女共同参画の精神からもずれているのではないかと、私はこのように認識いたします。働く女性は、労働時間の短縮や労働条件の改善、職場の環境、これを改革するために頑張っていかなければなりません、あわせて乳児、これは必要とあれば産休明けからの保育ですが、この保育の充実も急務でございます。この改善を何としても実現していただきたい、私はこのように考えます。再度の御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

私ども保育行政といたしましては、弥富市なりにしっかりとその保育の自治体の役割をしているというふうにお考えでございます。先ほども申し上げましたように、私どもとしては、子育て支援という形のこと、すべて収支を伴った形のことを言っているわけではございません。決して収支を合わせるために、それぞれの保育行政であるとか、あるいは子育て云々ということをやっているわけではございません。最初に話しましたように、ゼロ歳児から6歳児までの園児に対して、我々はどういう形の中でしっかりとやっていかなきゃいかんかということが一番の基本であるわけでございます。今、全国では2万5,000人のいわゆる待機園児というか、そういう方がお見えになるそうでございますけれども、とにかく私どもとしては、2歳児・3歳児のところ、今、急激にふえてきておるわけございま

す。そうした形の中で待ちがないように、これもしっかりやっていかなきゃいかんということをも十分御理解をいただきたい。6ヵ月からお預かりするのが、そういうことも本意ではあるわけでございますけれども、今しばらく我々の状況というものも考えながら精査していただきたいというふうに思っております。検討課題として承っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ぜひいろんな角度から十分検討していただいて、改善をしていただきたいと思えます。待ってくれと言われますと、その保育を必要としている子供たち、親は、それまでどうしたらいいんでしょうか。こういう疑問も出てまいります。市の方はどうせよと言うんでしょうか。ぜひ早急に検討をお願いしたいと思えます。

次の問題に移ります。一般会計の補正予算、3款1項1目20節扶助費の緊急特別住宅手当、主要施策の74ページと、これに関連する中小企業、これは中小企業・零細企業への緊急経済対策は主要施策の74ページでございます。これについてお尋ねをいたします。

総務省が公表しました7月の完全失業率は、皆さんも御存じのように、前月ずつより0.3ポイント悪化して過去最悪となっております。このところ、大手企業の生産性は上向いていると言われるものの、失業率は一層悪化するおそれがあると言われております。厚労省が発表しました7月の有効求人倍率は、前月より0.01ポイント低下して0.42倍と、3ヵ月連続で過去最悪を更新しております。景気はまだまだ厳しい状態が続く中、この緊急特別住宅手当について、御説明をいただきたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 安井議員の御質問にお答えをいたします。

今回、補正をお願いいたしました緊急特別住宅手当は、国の住宅手当緊急特別措置事業によりまして、住宅を喪失した離職者等のうち、就労能力や就労意欲のある方に対しまして住宅手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うもので、全額国の補助でございます。事業内容でございますが、支給対象者は、2年以内に離職した方、離職前にみずからの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方、就労能力及び常用就職の意欲があり公共職業安定所への求職申し込みを行う方、原則として収入のない方など、いずれにも該当する方であり、支給額は生活保護の住宅手当基準額が上限であり、対象者が賃借する住宅の賃料月額となります。また、支給期間につきましては、支給申請日の翌月以降の分からとなり、6ヵ月分が限度となります。住宅確保就労支援員を配置いたしまして、面接の相談、申請の受け付け、入居住宅への訪問確認等、また対象者から就職活動状況の報告を受けるほか、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等の支援を行ってまいります。周知につきましては、国において作成される対象者向け周知用パンフ

レットの活用、市の広報紙やホームページにより図ってまいります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 大変幾つかのハードルがあるわけでございます。本当に実際にこの緊急特別手当が利用される方がお見えになるのか、利用できればいいんですけど、その点で余りにも制約というか何か多過ぎるように、もちろん制約は必要だとは思いますが、余りにも制約条件がたくさんのように考えます。

それから住宅確保就労支援員、これはどういう方が当たられるんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えをいたします。

この就労支援員につきましては、職員を配置、今現在、福祉課の職員、または1人新しく人事の方に配置を依頼しておりますので、その職員により当たっていく予定にしております。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 職員の方が配置されて、その方が履歴書とかいろいろ書き方、申請用紙の書き方も事細かに御支援をいただくということのようでございます。

では、次の問題に移ります。

この大経済不況の中で、地域の中小業者の人たちは、「仕事が全くない」「売上げが3分の1に減ってしまった」「週2日しか仕事がない」「貯金ははたいて生命保険も解約して、売れるものは売ってしまったがもう限界です」。今まで地域の経済を支え、技術の継承をと頑張ってきた方の声でございます。本当に何とかしてくださいと悲痛な叫びにも似た声で訴えられます。私は本当に胸が痛みます。こういう経験をされている方は、皆さんの中にもおありだと思います。

それでお尋ねいたします。一つ目は、7款1項商工費、24ページ、成果報告書でございます。一つは、現在ある弥富市商工業振興資金信用保証料補助金についてでございます。通常資金は保証料の30%、特別小口資金は保証料の70%、これを市が補助金として出しておりますが、これを通常資金では30を50%に、特別小口資金では70%を100%に引き上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 今でございますが、本来の通告には一般会計の補正予算ということになっておりました。その延長線上でということで御質問でございますが、この問題につきましては、一応、要望としてお聞きをしておきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私の通告では、緊急特別住宅手当を初めとする緊急経済対策につい



てということで、議案の質問では出しております。

では、次の問題についてお尋ねをいたします。

二つ目、1とは別に昨年の10月31日にスタートしましたセーフティーネット保証制度、これは昨年の10月31日から始まっておりますが、ことしの8月31日までにこの制度で融資を受けた件数は何件でしょうか。わかりましたらお知らせください。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） このセーフティーネットで昨年の10月からということでございますが、どれだけの方が融資を受けたかということでございますが、詳しい融資の件数的なもの把握等々については、私どもの方の担当の方へは届いておりません。ただ、ここにおきます認定件数、これにつきましては189件というふうに報告を受けております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） このセーフティーネット保証制度について、市は保証料の補助金は助成がされておられません。件数も10ヵ月ぐらいで189件と大変多くなってはおりますが、市としてこの助成について考えるべきではないかと思いますが、愛知県下の自治体におきましても、この保証制度は実施されているところがございます。これについて、お答えをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） セーフティーネットの関連で、これの保証料補助をやってみえるという市町村でございますが、ちょっと私もその点について詳しくは把握してございません。ただ、そういった今の緊急対策にもたれてということで検討されている市町村はあるように聞いておりますが、現実問題として、その数的なもの等々は把握してございません。以上でございます。

〔発言する者あり〕

開発部長（早川 誠君） 指示につきましては、今の緊急経済対策に関しての対応、単年のみということに関しては考えてはございません。こういった将来的なことに向けては、先ほど言いましたように、これも今後の中でよく精査をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 幾つかの自治体というのは、豊橋とか田原とか向こうの方で、実際にこの保証制度の助成が行われていると私は聞いております。

次の問題に移ります。

中小零細業者の仕事起こしへの支援について、お尋ねをいたします。

市は、地域活性化経済危機対策臨時交付金を使って、教育・福祉の設備等の改修、購入などの予定事業が既に行われているものもあると思います。地域の中小零細業者の暮らしや営業を守るために、仕事を発注できるよう御配慮はいただいていると思いますが、この点についてどうでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（大木博雄君） 7月の臨時会で、補正でお願いしましたそれぞれの事業につきまして、それぞれの工事についてなるべく細かくとっては何ですが、多くの方に契約していただけるように、1本で大きくということはなるべく避けて発注をさせていただいております。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 愛西市では小規模事業者の登録制度がつくられて、市に登録をして、中小零細の方も仕事ができるように、そういうシステムをつくったと聞いております。弥富市でも中小零細の方に、今、副市長からお答えがありましたように、一つの事業でも分けられるものは分けて、できるだけ多くの業者の方に仕事が回るように、こういう御配慮をいただいておりますが、弥富市でも小規模工事希望者登録制度というのをつくって、市の仕事を公平に、市とのパイプの太い方は仕事が行くという、そういうのではなくて、できるだけ市の仕事を公平に発注できる仕組みをつくったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） お答えさせていただきます。

今、現実の姿は、業者の登録制度というのは電子申請というものでやっておるという中で、今後の形でございますが、工事につきまして、要するに入札は参加しなくてもいいけれど、小規模な工事について参加を希望する方について、その電子申請ではなくて紙による申請、そこには建設業の許可だとか、経営事項審査などはなしの形で申請いただける制度というのを、ちょっと今後検討していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） ぜひ御検討いただきまして、地域の隅々まで公平に、できるだけ中小零細の方にもお仕事が回っていただけるようにしていただきたいと思います。

次の問題でございます。固定費の補助についてでございます。

貯金や生命保険も解約して売れるものは売った、もう個人の努力では限界だ、行政による直接支援をしてほしい、こういう強い要望がございます。仕事はないが、固定経費は払わないといけない。家賃・リース代・光熱水費・借入金の利子補給など、カンフル注射を今打たなければ、もう廃業しかないという人たちへの補助をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、同じ商工費の74ページにございますが、商工振興費決算は2億2,600万円でご

ざいます。そのうち企業立地指定企業交付奨励金、これは20年度1億600万円となっております。21年度の予算で見ますと2億8,300万、20年度では商工振興費の約半分が指定企業交付奨励金となっております。将来、固定資産税が入るから、この奨励金はやむを得ないという御意見もあるかとは思いますが、大手の優良企業にはこういう温かい支援がされておりまして、やはりもうあした危ないという中小零細、町工場の方に対しては支援が少ない、こういうことでは本当に地域の活性化、内需拡大、経済を上向きにしていくことはできないのではないのでしょうか。それを踏まえまして、固定費の補助について御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 今こんなことを言って申しわけございませんが、当初に言いましたように、補正予算から決算の中までに入ってきたということもございますが、

〔発言する者あり〕

開発部長（早川 誠君） 御無礼します。これは今、私が率直に思ったところでございますので、その点は御容赦をお願いしたいと思います。

ただ、今の企業立地の指定に関する奨励金、これが大手だと。それで今、緊急的にその必要なものについての対応をということでございますが、先ほど申しましたように、今回の緊急対策の中におきましては、先ほど副市長が御答弁なされたように、そういった中での対応も市の中では行っております。そういった今のこういう、極端なことを言うと、本当にすべての業種、いろんなところでの対応でございますので、それは重々承知しておりますが、今の現段階では、そういった対応の中で行っておるということで、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

私たち地方自治、100年に1度の大不況という形の中で、さまざまな点に対してあれもしていかなきゃいかん、これもしていかなきゃいかん。あるいは、こういうことに対して補助をしていかなきゃいかんということが山積みでございます。そうした意味におきましては、ここ半年のところにおきましては、政府の方からもさまざまな地域活性化臨時交付金であるとか、さまざまな形で補正を組んでいただき、その施策を打ってきているわけでございますが、地方自治単独ということになりますと、大変戸惑っているのが現状でございます。

また、企業の奨励金につきましては、この9月で各4年間に対する云々というが切れるわけでございますけれども、これも議会の方でお示しをさせていただきまして、弥富市としては向こう4年間継続していくと。大変な厳しい状況ですので、我々がやっぱりそういった形の中で、企業誘致をこれからも進めていく上においては必要だろうという形の中でとった策

でございます。次の時代には、必ず大きな形として戻ってくるということを期待しておりますし、そうした形で御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 検討すると言われた点については、十分御検討をいただきたいと思っております。それで改善の方向、いい方向が出ることを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 開議しましてから1時間ちょっとたちます。ここで暫時休憩をいたします。11時20分に再開いたします。

~~~~~

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） 私は、決算について総括的なことで市長を中心にお尋ねをいたしますので、よろしく願いいたします。

実は、この決算認定の審議に入る前に、財政当局に、要するに国の基準による平成20年度の決算の主な指標について、ぜひ提出してほしいということをお願いして出させていただきましたが、これを見て、私、大変不思議なことに突き当たりました。と申しますのは、市町村の財政の割合というか、力をあらわす一つの指標は財政力指数でございます。これは皆さんよく御承知だと思いますが、もう一つの、実際にその市町村の財政的なこの大きさ、力量を示すものとして標準財政規模という指標がございます。これは公債費比率だとか、起債制限比率だとか、それから自治体の健全化判断比率、実質的将来負担比率だとか、自治体の破綻だとか、こういうものを判断する大きな土台になっている指標なんです。これが平成19年度は88億5,000万でしたが、20年度は95億を超えているんですね。こんな景気が悪くて税収も伸びていない中で、何でこんなことが起こっておるんだということで課長にお尋ねしましたら、国が19年度からいろんな指標を変えてきたと。じゃあ何だとお尋ねしましたら、臨時財政対策債に振りかえた分を、その市町村の財政的实力だということで上乗せになりましたと。それからもう一つ驚いたことは、交付税の計算の中には入るが、弥富市のようなこの不交付団体、一定の条件の不交付団体については絶対に国からもらえないお金、借金の中にあるわけですね。これも19年度からそういう借金をないことにするという計算に振りかえられたというんですね。じゃあどれぐらい影響が出るかということで見ますと、基準財政需要額で、今言ったように88億5,000万円が95億円にかなり大幅にふえて、弥富の財政的实力が

高くなりましたということですが、もう一方で、19年度末のことで言いますと、一般会計の借金が96億5,000万ほどあるわけですが、38億6,700万はなかったことにしましょうと。それから、こういう考え方で下水道債や集落排水の起債につきましても、ほぼ半分が交付税措置がされるという仕組みになっておりますので、16億円余りはなかったことにしましょうということで、実際には、45億円ほどが借金も将来負担は弥富はありませんよと。だけど、実際に払うときは、無関係にその元利償還分は全部皆さんの税金から負担をするわけですから、こんなめちゃくちゃな基準を市町村に十分な説明もなしに、国民に十分な説明もなしに、本当にその総務省の勝手になくすなんていうのは、絶対、私は許されんことだと思っておりますよ。

だって、結局この今の800兆円を超えるような借金、市町村の借金の多くはバブル崩壊以降に景気対策としてやった借金なんですよ。借金をすれば交付税で負担をしますという約束をしてきておって、いよいよ大変なことになってきた中で、これは今度は自分たちがとにかく政権をとっておる間は、そう自治体が破綻したり、いろんなことが起こると困るから、指標を勝手になぶって破綻の比率だとか借金の比率だとか、そういうのを低く見せる。あんなところは財政的には豊かですと言っておればいいなんてことでは、私は許されんことだと思いますが、こういう本当に今の市町村の住民に重い責任を負い、行財政運営に苦労している地方自治体に対して、国が十分な説明もせずこういうやり方をとられるということについて、まず弥富市としてはどんなふうにお考えになられるか、お尋ねしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） ただいまの質問にお答えいたします。

基準財政需要額に算入された公債費について、なかったことにしろという件についてでございますが、これは交付団体にとりましては、あくまで交付団体でございますが、基準財政需要額に算入された以上、それは将来、基準財政需要額は膨らむわけでございますので、仮に収入額がイコールだとしたら、それはそのまま交付税の増となるということで、それにつきましては、何もむちゃくちゃな考えとは考えておりません。ただ、不交付団体につきましては、確かに交付税はいただけない団体でございますので、幾ら算入されようが、ずうっと不交付のままでしたら交付税をいただけるわけじゃないもんですから、その点につきまして、借金をしなかったときに比べれば、借金をした方が後年度、財政運営を圧迫されるということとは事実というふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 私がお尋ねしたのは、弥富市への影響ということでいうと、この下水道もそうですが、つくるときに借金の元利払う分の半分以上、弥富は55%見てもらえるということで、あれ計画組んだんですよ。それも全部なくなっただけでなくて、計算上は

その借金は事実上なかったことにするという統計がされるとか、それからもう一つは、今、課長おっしゃられたんですが、ほかの市町村にとって、それなら交付団体はそれで金をもらえるかといったら、結局手当が十分できんから形の上でこういう数字にして、そんなに借金がないとか、あるけれども実際はなかったことにするという仕組みですよ、今回のこの制度の改正という。こんなことは、私は本当にこの指標というのは、各市町村の今の状況を比較すると同時に、以前からの系統的な行財政運営を比較するという上でも非常に大事な指標でありますし、国が交付税も出せないからということで、臨時財政対策債に交付税の分を振りかえておる中で、こんな形で一時的に数値を小さくするように見せるなんていうのは、絶対に私はやってはならないことで、今回、自民党・公明党政権がつぶれた背景には、こういう大事なことまで関係者や国民に十分相談せずに行ったところに、私は本当に国民生活の土台そのものを壊してきたところに大きな原因があって、これは絶対あってはならないことだというふうに思います。

それともう一つあわせてお尋ねしたいと思うんですが、結局今回、もともと国も地方自治体もそうなんですが、普通は財政というのは単年度、その年度できちんと収支を締めくくると、どうしても事情があって、いかんものについては繰越明許で翌年度に送るというわけですが、弥富市の決算全体でいいますと、実際に払ったお金は120億円で、14億円は手当だとか、それからもう一つ工事費もそうなんですが、普通は入札して契約をした分を繰越明許で送るわけですが、全くそういうこともやっていないものも合わせて、14億円翌年度に送るといようなやり方も、確かに100年に1度だとかそういうことは言いますが、財政比率を損なうことで、今最初に申し上げたような数字を変えて当座をしのぐとか、それからもう一つは、財政規律を土台から崩すようなことは絶対に二度とやってはならないことだと思いますが、このことについてはひとつ、私はどなたが今度政権についてもただして、地方自治体が計画的に行財政運営ができる土台をきちんと国が保障するべきだというふうに思いますが、市長の御見解をお伺いした方がいいかな、この件については、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） お答えさせていただきます。

今の繰越明許のことはおっしゃられましたですけれども、それにつきましては、それなりに万やむを得ない事情があったというふうに考えております。

まず、CATV事業の情報通信基盤事業につきましては、国の補助金がついた関係で12月補正をさせていただいて繰越明許したということで、20年度に補正予算をしましたが、現実、事業が21年度に開始するというので3億円ございました。また、定額給付金事業につきましては、6億7,580万円につきましても、国の施策の関係で20年度に補正予算して、実際使うのも21年度だったというものもございます。さらに、学校耐震事業につきましては、国の

補正予算がついた関係で20年度3月に補正予算をしまして、実質は21年度に執行というのが小・中学校合わせて4校ほどございます。こういったもので、これの繰越明許をしたと。つまり、予算は組んだけど執行しなかったというのはそれぞれ事情がございますので、これにつきましては、何も私どものやり方がいいとか悪いとかいうことじゃなくて、妥当なやり方だというふうに認識しております。以上でございます。

〔発言する者あり〕

総務課長（佐藤勝義君） まず、先ほどもちょっと言いましたですけど、仮に弥富市が交付団体であれば、これは仮定の話ですけど、つまり交付団体については、借金した部分は基準財政需要額に算入される以上、それは後年度、交付税にはね返ってくるということで、何ら問題はないというふうに考えております。しかしながら、不交付団体につきましては、議員もおっしゃられるように、基準財政需要額に算入されようが、しょせん不交付なんだということでございますので、そこにおきましては、そういった事実もきちっと認識しながら起債の発行等をしていくというふうに考えて、財政運用していかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） もともと弥富市の場合も、恐らく全国どこでもそうだったと思うんですが、この年度末に新年度予算に組んでおるやつを補正予算に組んで、新年度予算については補正予算で直すということでやったんですが、やってはならんことですね、こんなことは。たまたま入った方がいいか、入らん方がいいかと言えば、入った方がいいからやっただけの話であって、会計年度独立の原則からいったら、こんなむちゃなことはやってはならんことであって、これを市町村が別に問題はないというような対応は、私はしてはならないというふうに思います。

それからもう一つは、交付団体だったらもらえるから問題ないんじゃないかというふうに、今、課長は言われましたが、もともと国が地方に保障する交付税が保障できなくなって、臨時財政対策債で借りておいてくださいとやっておるような状態のもとで、その借金は統計する率の上ではなかったことにするような、こんなやり方をしたら、ますます借金を奨励するやり方になり、さらに実際の問題の解決を先送りして、とにかく自分たちが、この部長やその事務次官ですか、ある間はこのまま過ぎればいいということであって、問題を先送りする以外の何の、本当に責任ある政権党だったら絶対やってはならないことでありまして、と同時に政府がやってはならないことでありまして、これは私は今後こういうことをしないように、きちんと市町村として意見を出していく必要があるというふうに思いますが、政治的な問題でございますので、ひとつ市長の方の御見解を伺いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

今年度、平成21年度の場合は、国の方としてもこれだけ税収が落ち込んでくるというような状況というのは把握されていないだろうし、そういった形の中では、なかなか平成21年度そのものに対する新年度予算に組み込めなかったというのがあるわけでございます。そうした形の中でさまざまな補正が生まれ、そうしたことが国民のためというような形でやってみているわけでございます。そうした形の中で、私どもは国の制度に従って皆さんに、議会の方にお示しをさせていただきながら、一つ一つ進めさせていただいておるわけでございます。

これまた来年のことになりますけれども、例えば今、法人税の減額ということがいろんな形で、国において、県において、市町村においてあるわけでございますけれども、この法人税も、今年度に関しては減額補正をするというような形の中で、帳じり合わせをしていくというような一つの方法等もあるわけでございます。そうした形の中で、本来あってはならないというようなことがあるかもしれませんが、さまざまな形で国の制度に従って、我々としては整理してきておりますけれども、国のあり方そのものが変われば、これはまたやっぱり我々としてもそれに従順に従っていかざるを得ないということでございます。

さまざまな形の中で、地方財政という形の中でやりくりしておるわけでございますので、御理解も賜りたいというふうに思います。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今、市長はそういう非常事態だからということなんですが、もとも国は、地方に対してきちんと税財源が足りない場合は補てんをするという責任を負っておるわけでありまして、したがって、地方は恒常的・計画的に行財政運営が進められるようにする責任があるわけですが、私くどいようですが、今申し上げていたのは、それを都合悪くなったからといって計数の取り方を大幅になくして、事実上いっぱい借金しているのになような形にするような仕組みをどんどんどんどん、国がやっていることと同時に、もう一方で言うと、市町村がみずから自分ところの財政状況を判断する基準でもありますので、これを十分きちんとした議論を抜きにして、地方の同意もなしに一方的に変えるというようなやり方というのは、私はあってはならないことだと思いますので、ぜひこれは十分、さらに研究していただいて、今後の対応の中で詰めていただきたいと思います。

それから、今、市長は安井議員の質問の中で、臨海部分への企業立地についてのものについては、国というか、今後の行財政運営に寄与できるということで、あと4年延長するというお話をされたんですが、今、実は愛知県というか、この尾張7市のうち5市は一定規模以上の法人に対しては超過課税をしておりますよね。最高が稲沢市の2億4,200万、最低が津島市の3,300万が19年度の決算額なんです。そこへ、この一定の条件がなければ、これもう



絶対にここには入れないところですから、かなり力量もある人たちなんです、従来どおり続けていくと。もう一方で100年に1度というような状態の中で、安井議員の質問の中にもありましたが、特に零細企業の人たちの置かれている状況というのは本当に全く深刻な状態で、トヨタの一次下請だって本当に所得割の法人住民税が払えないという状態で、バブルよりももうけたという時期でもかなりあった状態の中で、本当に先日もまちで商売やっている人たちが、民主党が何か最低賃金1,000円なんて言うけど、そんなに払ったら私たちは商売なんか成り立たんようになる。今だって、本当にオーナーは生活保護よりも低いぐらいの収入しかない、あるものは全部やってきたというふうな状況があったり、農家の皆さんも大変な状態をしておるんですが、ただ弥富市の場合は、農業については、例えば減反の独自の助成をしたりとかいろんなことをやっておるんですが、本当に商工業の皆さんに対する手だてというのは利子補給をちょっとやったぐらいの状態、これはやっぱり今の本当に売れるものは売った、こういう人たちが本当に全部廃業していったら、日本の中小企業が持つておる地域の雇用を守る力だとか、技術を伝える力だとか、こういうのがなくなっていくかどうかということが、今、問われておる状態ですので、もちろん市が単独で幾らか出したから、すぐそれで解決するという問題では全くないわけですが、少なくとも文字どおりカンフル注射、要するに企業の生活保護ですよ。そうしなきゃならんという深刻な事態が、一方で発生しておるということについても十分お考えに入れながら、先ほど安井議員の方が質問しておりました企業、要するに市内の零細企業に対する支援・対策を、いろんな形があると思いますが、市として真剣に進めていただくと。

それからもう一つ、今出てきた問題ですからやっぱりこの場ではっきりあれしておいた方がいいと思うんですが、確かに弥富市の保育施策は、大変私も全体としてはすぐれたものだと思いますが、ただその10ヵ月未満ですか、8ヵ月、市内で対応できるのは一番いいところで8ヵ月以上なんです。そうでないところは10ヵ月以上、これは法律で保育に欠ける子供はきちんと行政の責任で保護しなきゃならんというふうにやっておるということを考えたら、ほかにどんないいことやっておったって、たとえ1人いたとしても、これはやっぱり救済の手だてをとることがこの市の責任でありますし、しかも他の市町村に弥富市からことしは行っておらんかもしれませんが、今まで行っておった人に対して、市は助成金をちゃんと出してきていますよね。そういうことを考えたら、やはり公正・公平という面から見ても、法律を守るということから見ても、私の子供たちもそうだったんですが、たまたま弥富で2人とも生まれて育った子ですが、もう私、昭和43年から議員やっておりますので、最初の子供なんか、あとはおばあさんが、家内の母と同居したからあれだったんですが、もうあっちに1週間、こっちに1ヵ月と、共働きですから預けて、そして今、成人になって、社会人になっておるわけですが、そうやってでも子供を育てる方がいいのか、育てない方がいいのか。

私は育てた方が非常によかったし、いい子に育ってくれたと思っています。それを、本当にそういう人たちの条件を無視して、一般的にできる人は公務員や、それから大企業へ勤めている人たちはそういういろんなあれがありますが、中小零細企業や条件の悪い人たちについては、そんな状況じゃないということもお考えに入れながら今後の御検討を進めていただきたいということをおわせて御答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） ちょっと順序が狂うかもしれませんが、中小企業の皆さんに対するしっかりとした、いわゆる我々弥富市としての支援策ということを考えてほしいということでございます。この景気回復は、私は相当長引いていくというふうに思っております。そうした形の中で今年度の反省等も踏まえながら、新年度におきましては、さまざまな関係機関との協議をしながら考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜っていききたいと思います。

また、新政権も誕生いたしました。そういった形の中で、中小企業対策あるいは雇用政策ということについては、いち早くされてくると思っております。そうしたこともかんがみながら、我々としても一緒になって、行政としての役割を果たしていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、保育所の問題でございますが、先ほど答弁をさせていただいたことの繰り返しになるわけですが、私どもといたしましては、保育所全体の運営のあり方というのをまず第一義に考えるべきだろうというふうに思っております。そうした形の中で、近年、非常に人口が伸びております地区におきましては、2歳児、3歳児の受け入れが大変大きな問題にもなっております。また、他の保育所においても、そういう園児がふえてきておるわけでございます。そうしたことに對して、我々としてはトータル的な保育行政のあり方ということをお考えながらやっていきたいというふうに思っております。また、先ほど答弁させていただきましたけれども、一つの課題として承っておきますので、これからの我々としても、保育所の所長等も含めて真摯にこの課題を受けとめて協議をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 次に、決算に関連して入札制度の改善の問題についてお伺いいたします。

19年度、20年度の事業としまして、同報無線が施工されて完成を見たわけではありますが、これにつきましては、流れを見ますと事業予算につきましては、多分この入札に参加されたいずれかの業者に聞き取りをしながら予定をしたと思っておりますが、4億2,000万円でございます。実際にこういう電子機器等につきましては、実際の市場価格と市町村・官公庁が入手

する値段との間に差があるんじゃないかということで問題になりまして、市長も努力をするということで、予定価格につきましては3億7,800万円に設定されました。ところが、落札は2億5,924万5,000円で、当初の事業予算の69%、予定価格の62%、次点が事業予算の83%、予定価格の75%ということでありまして、実際に市場価格と、当初こういう行政を相手にしている業者との間で決めた事業予算との間が、大きな隔たりがあることが明らかになりました。

それでもう一つ、じゃあ例えば学校建設の問題で、弥富町時代から弥富市の現在にかけてどうことが起こっておるかと言いますと、例えば北中は昭和54年に三つの事業を発注いたしまして、7,325平方メートルを8億4,500万9,000円で落札させておりますが、1平方メートル当たりの平均の単価は11万5,360円でございます。これが平成3年の白鳥の給食棟と、それから校舎をあわせてやりましたが、619平方メートルが2億2,329万5000円で落札をされて、1平方メートルの単価は36万735円であります。あと、栄南小学校が平成13年度、桜小学校も13年度中に完成をしておりますが、これは栄南小学校が34万898円が単価であります。桜小学校は34万2,466円でありました。これがちなみに弥富中学校の場合は、入札の中に取り壊し費用が入っておりましたが、それを除きますと、2回の事業発注ですが、片一方はたしか24万円台、片一方は26万円台の1平方メートルの単価でありまして、平成3年から14年までに弥富市が発注しましたものに比べて、70%から72%程度の単価でやられておりまして、だから、私どもが当たり前だと思っている単価と、実際の本当にやれる単価とはかなり差があることも、全部が全部こうだとは私、申し上げませんが、ありまして、入札を発注する側はきちんとその当時の市場価格を把握しているか、それから競争入札が行われるか、これによりまして大変大きな違いが発生すると。

例えば、今回8月に行われました入札の中には、そんなに工事費は高くありませんが、予定価格の60.7%だとか48.8%で落札されたものがございます。私どもも、この議会に出されました議員会報を見て、この入札執行調書と照らし合わせて大丈夫かなと思って、これで本当にできるのかということをお問い合わせしましたら、一つは資材の納入ルートで特別な関係があって、そこでできる方法と、それからやっぱり工事の方法をいろいろ工夫することで節約できて、利益も経費もちゃんと見込んでありますので大丈夫だということなんですよ。ところが、残念ですが20年度のほとんどの入札結果というのは、90%の真ん中より上というのが当たり前のような状況がずうっと続いております。やはりきちんと競争入札ができる仕組みを導入することと、実際の単価を見て、市が本当にそういう意思を持って入札に参加をしている、それから広く競争入札ができる仕組みをつくるということが、経費節約の大きなかぎになると思いますが、最近のこうした一連の問題について、市側としてはどのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（大木博雄君） 先ほど、機械の工事の関係で非常に落札率が低く、安く上がったというお話でありますし、それぞれ小・中学校におきましても、その時々によっても単価が違う、そういったことはあるかと思えます。今回、先ほど言われましたような非常に低い落札価格であったのも事実でありますので、やはり競争のあり方については、しっかりと精査してやっていく必要があるかというふうには思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 副市長が議会事務局長をやっておられたときに、ここの今の放送設備の入札をやったんですが、このときに入札参加者を教えてもらいたいということで、入札に申し出た人たちが来たときに、副市長は教えずにやって、やっぱり6割台でされたことがありますよね。競争の仕組みがきちんと担保されておるかどうかによって、何もかもそんなふうになるというふうには私も思いません。実際に人件費や材料代もかかることですから。けどもう一方で、競争入札がきちんと担保されれば、そういうふうになるものも少なくなっていくということ。先日、ある商社で電気関係の備品・消耗品を取り扱っておる人とお話する機会がありましたが、今でもこれだけ大きい問題になっても、市町村向けというか、公共団体向けの、例えば蛍光灯1本にしても、商品番号が同じであれば問題になりますから、ちゃんとアルファベットや数字の入った後ろに一つ違う番号をつけて、大体2割高で流していく、そういう仕組みが生き残っておるといふふうに言われておりますので、ぜひその競争の仕組みをきちんと担保できる入札の方法、それから単価について、よく日ごろから気をつけていただくということ。

それからもう一つ、今回の入札の中でやられたそうなのですが、例えば水道の蛇口なら蛇口を、TOTOの商品番号も指定して、それしかいかんという入札をやられたそうです。私はもう以前、学校なんかの入札のときに仕様書なんかを見せていただいたら、この日本住宅公団のいろんなやり方があるんですが、基準になっているものと同様以上のものだけとかいう、修繕で1個だけ直すとか、そういうときはもう当然そういう特定の発注になると思うんですが、全部やりかえるなんていうときに、特定の商品番号で指定をするなんていうやり方は、やっぱりこれは競争の阻害になる仕組みだといふふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（大木博雄君） 今、担当の課長に確認しましたら、やはり今言われたとおりでございます。やはり、そういったやり方については是正すべきだと思いますので、今後気をつけさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番(三宮十五郎君) 下水道の特別会計に関連してお尋ねいたしますが、市の今回の料金等の見直しの方針の中で、下水道料金については、維持管理費と資本費の半分程度を負担できるものとして考えたということでは、私は全部、市もそうです、愛知県のやり方というのは、計画時のよそのやつをモデルにしてこういうふうにと、実際にやっているところを参考にする必要があるので、ぜひ私どもも調査をするが、市も調査してほしいということのお願いをして、市長も検討していくということを御答弁がございましたが、東三河の小坂井町、今度豊川市に合併されるということで、合併すると今の資料をいただくのが大変難しくなると思ひまして、お願いをしてかなりの資料をいただけてきたんですが、簡単に整理させていただきまして見ますと、あそこが実際には54年から工事を始めたんですが、特別会計に移られたのが58年からで、供用が開始されたのが昭和61年、平成19年度末までの58年から19年度までの特別会計の実際の収支を一覧表にして当たってみますと、下水道使用料は、あそこは100円かもっと切るぐらいの料金でやっておると思いますが、受益者負担もあっておりまして、この間に下水道使用料が13億7,800万、受益者負担が6億6,700万ですから、大体下水道料金の半分ぐらいですから、恐らく百数十円の、140円か150円近いものになっておると思うんですが、それがじゃあ維持管理費と、それから流域下水道の維持管理の負担金、これ全部合わせるとこの間の全経費の16%になります。今言った下水道使用料と受益者負担が12%ですから、この間のトータルでは資本費の半分どころか、維持管理費の費用が賸えないと。じゃあ、今ここは計画人口全体の78%進み、水洗化率は68%という状況ですから、かなり一生懸命やられたところだと思いますが、19年度の段階でそういう割合ですが、このときの下水道使用料と受益者負担が収入全体の20.1%であります。このときの維持管理費、要するに市の分と流域下水道の維持管理負担金が19.4%でありますので、依然として、この段階でも資本費どころか維持管理費しか負担できないというような状況がございまして、やはり本当にこれでやっていけるかどうかということについては、県がよその計画を見せてもらってこれでということにとどめずに、実際はかなり進んだところの様子も見ながら市として考慮に入れていかないと、先ほどもちょっと申し上げましたが、交付税で面倒見てもらっていたことが全部だめになったことに加えて、実際の収支の計画が成り立たない状況になっても困りますので、これについては、ぜひほかのかなり進んだところの事例についても市としても調査をしていただいて、私どもは58年以降の決算書の事項別明細書、下水道のを全部いただいてきたり、それから毎年の調書もいただいてきておりますので、ぜひこれはこれで提供したいと思いますが、そういうのも合わせて、実際に今後どうなるかという研究をやはり地道にやっていただいて、直すべきところは直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御答弁いただきたいと思ひます。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

下水道事業におきましては、さきの議会におきまして、議員の皆様にも弥富市の下水道事業に対する今後のあり方ということについて、受益者負担金の問題あるいは使用料等の問題につきまして御議論いただき、御決定いただいたわけでございます。そうした形の中で、これから新たな下水道事業ということを進めていくわけでございます。大変経済の状況等も厳しい、あるいは不透明な時代でもございます。そうした形の中で、さまざまなことを考えながら、また大きな変革等がある場合においては、私どもとしてはまた議会の方にお示しをさせていただきながら、皆さんの方から御理解を賜っていきたいというふうに思っておるわけでございます。次の世代にすばらしい生活環境を提供していく、あるいは残していくんだということを我々の使命というようなこともいたしまして、粛々と進めてまいりたいというふうに思っております。

今現在、御確認をさせていただきますけれども、維持管理費が大変ではないかという御指摘でございます。今、私ども来年度から供用開始を進めるにおいて、その流量に対して維持管理費を県の方へ納めていかなきゃいかん、そんな形になってくるわけでございます。今、県の方としても、私ども一生懸命詰めさせていただいておりますが、さきに皆様の方にお示しもしました維持管理費は、立米当たり100円という形になっております。こういった形に対して、県の方もいろいろと御意向があるわけでございますけれども、何とかその辺のところは交渉事でございますので、頑張っけてやっていきたいというふうに思っているわけでございます。そして、私どもが立米当たり157円50銭というのを使用料としてお預かりするわけでございますが、その差額が私どもの自主財源になっていくという形になってくるわけでございます。そうした形の中で、今後の事業計画、管渠の布設工事、あるいはそういったことをやっていくわけでございます。そして、その供用開始に当たっては、先月来、それぞれの地域におきまして私どものこの下水道事業に対する考え方を御理解いただいて、供用開始があった場合に早く速やかにつないでいただきたいということを切に願っておるわけでございます。

また、そういった形の中で、一部、今はそういった下水道事業を進める上においては、一般会計の方から繰り入れをさせていただいております。これも事実でございます。平成20年においては、9,700万ほどを繰り入れさせていただいております。また21年においては、1億2,000万ほどの繰入金額になっておるわけでございます。そうしたことが、全体の下水道事業の今後の経済情勢の中での財政基盤になっていくというふうに思っておりますので、我々としてはこういった形のものが、一般会計からの繰り入れということが少なくなるような形で下水道事業を考えていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、来年度からスタートいたしますので、議会の議員の皆様にも御

尽力いただきまして、この事業が弥富市の将来に向けて大きな事業として御理解を賜っていきたいということを重ねてお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 私が今、市長にお願いしたのは、市長も財政的にいろいろ考えて取り組んでいくということがさきに表明されたんですが、今、私が申し上げたのは、実は豊川というと思うんですが、ここの流域下水道は愛知県で一番初めに供用が始まったところで、いや、始めたところはよそだったんですが、いろいろトラブルがあってここが一番最初に始まって、割方安いときに工事をやったところですよ。下水道の県への負担金も一番安いですね、ここが。それでも料金全体のトータルで、経費全体の5%を県に払うと。町の維持管理費が11%ですよ。だから合わせて16%で、下水道料と受益者負担金で集めたお金が12%ですから、現在8割済んだところでも、まだ借金を返す費用にもまだ全然向かない、資本費には1円も向かないどころか、まだこの維持管理費が負担し切れないという状況であるということなんですよ。今は少なくとも維持管理費のほかに、下水道料金で半分ぐらいは資本費、借金返したり、利息払ったり、それから将来負担に備えとかということがトータルでできるという、大体しなしゃいかんという見通しで、そういう予算というか事業計画を立てられておるんですが、実際に8割方進んだところでも、まだ維持管理費が下水道料や、ここは受益者負担というのを下水道料の半分はとってきて、ほとんどこれで終わりに近づいておると思うんですが、そういう時期でも維持管理費が負担できないということについていうと、かなり私どもは心配していたことは当たる可能性がありますので、実際にもっと近くの市やなんかで事業を進めておるところの状況について、ひとつ市としても御研究いただいて、今立てておる計画がそんなに外れずに、市の財政を今の計画以上に圧迫せずに行けるものかどうかということについて、ぜひ私どももやりますが、市としても御研究いただきたいし、私どもが入手してきた資料はそっくり提供させていただきたいもんで、お互いにやっぱり市民のために全体像が見える計画に早くしていただきたいということをお願いしたいんですが、もう一度、その点について御答弁いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員の答弁に対して、少し言葉が欠けておったかもしれませんが、いずれにいたしても大変な事業でございます。そうした形の中で、先進市町のさまざまな収支ということに対して私どもも研究させていただきながら、現在の計画と照らし合わせながら、また皆様の方に我々の資料としてもお示しをしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 以上で質疑を終わります。

本案20件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会及び特別委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午後0時09分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 山 本 芳 照

同 議員 杉 浦 敏